

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	18	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車税）		
要望項目名	自動車税のグリーン税制の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする措置について、次世代自動車の一部等を新たに対象とするなど所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容（現行制度） 【軽減措置】 当該登録の翌年度の自動車税を軽減。 概ね50%軽減： ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車 ・ 平成17年低排出ガス基準75%低減（ ）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 概ね25%軽減： ・ 平成17年低排出ガス基準75%低減（ ）かつ平成22年度燃費基準+15%達成車 【重課措置】 翌年度の自動車税を重課。 概ね10%重課 ・ 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車、13年を経過したガソリン車、LPG自動車</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第147条、同法附則第12条の3、同法施行規則附則第5条、第5条の2 〕		
要望理由	<p>京都議定書の削減目標である温室効果ガス排出量 6%の達成に向け、「京都議定書目標達成計画」において、燃費性能の優れた自動車やクリーンI社 - 自動車の普及等の対策・施策を推進することとしている他、「新・国家I社 - 戦略」により示された「2030年に向けて運輸部門の石油依存度を80%程度まで低減」という目標実現のため、「次世代自動車・燃料I社」におき、低公害車の重要性、将来の普及のあり方等が示されている。また、昨年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においても、2050年までに現状から60~80%のCO2排出削減目標を掲げ低炭素社会の実現を目指すとしており、その実現のためにも、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入するという野心的な目標が示されている。こうした中、I社 - の低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能の優れた自動車の加速度的な普及を図るためにも、取得時における税制優遇措置に加え、自動車税に関する税率の軽減について引き続き措置していくことが重要。</p>		
減収見込額	<p>（初年度）軽減 22,642 （平年度）軽減 23,718 （単位：百万円） 重課 23,940 重課 23,940</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の 時限的減免 エネルギー需給構造改革投資促進税制</p>	
	22年度の望	<p>・ 国税 エネルギー需給構造改革投資促進税制</p> <p>・ 融資、補助金その他 （株）日本政策金融公庫による低利融資 環境対応車への買い替え・購入に対する補助制度</p>	
過去の要望経緯	<p>・ 平成13年度に制度創設・15年度に軽減対象を に重点化、1年延長・16年度に基準を新 制度に見直し、2年延長・18年度に基準、要件を重点化、2年延長・20年度に基準、要件を重点化、2年延長</p>		
本要望に対応する縮減案	-		